破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２０３号
栃木県足利市福富町1279番地１
破産者　石原　康洋
１　決定年月日　平成23年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２号
長崎県平戸市鏡川町277番地５
破産者　平　　宏光
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３号
長崎県平戸市鏡川町277番地５
破産者　平　壽美子
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
長野県松本市両島11番12号、開始決定時の住所長野県松本市両島５番41号
破産者　三浦　　憲
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３６９号
長野県松本市大字島内2342番地
破産者　川上　明彦
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３４５号
奈良県北葛城郡王寺町太子３丁目４番34号、前住所奈良県北葛城郡上牧町緑ヶ丘２丁目３番17号
破産者　多田　一成
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第６号
奈良県宇陀市室生三本松1758番地
破産者　新井　利男
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２６７６号
札幌市中央区宮の森４条11丁目20番１―103号、開始決定時の住所札幌市西区西野１条３丁目２番30―407号
破産者　奈良　　寛
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７７７号
札幌市白石区菊水元町４条２丁目５番７号
破産者　三島　寛之
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２４号
札幌市東区北24条東17丁目１番25号　Ｇｏｏ　Ｄ24ビル307号
破産者　天笠　京子
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５号
青森県三戸郡三戸町大字八日町36番地
破産者　櫻井　孝一
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
青森県三戸郡三戸町大字八日町36番地
破産者　櫻井せい子
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１２２３号
仙台市宮城野区宮千代１丁目３番地の９　ライオンズガーデン宮千代601
破産者　鳴海幸一郎
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２２号
仙台市太白区砂押町16番９号
破産者　丸山　潤一
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
福井市太田町第14号15番地
破産者　内田　清一
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１６号
福井県越前市高森町第13号７番地の６
破産者　瀧山　静江（旧姓岡田）
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５号
福井市太田町第14号15番地
破産者　内田みゆき
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
愛知県清須市新清洲２丁目４番地３　トラストホーム新清洲201
破産者　マイスターオートこと　上野　史人
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３３号
愛知県清須市新清洲２丁目４番地３　トラストホーム新清洲201
破産者　上野　亜鐘
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部